

福島県地域医療復興事業補助金交付要綱 改正の概要

1 改正の要旨

令和7年度当初予算及び福島県避難地域等医療復興計画（令和7年度版）に基づき、令和7年度の対象事業について、所要の改正を行いました。（7月3日国承認）

2 改正の内容

（1）本文改正

第2条（補助の対象及び補助額等2（2））について、別表2の改正に伴い、一部事業を削除。

（2）改正する事業

ア 地域医療再生支援教員増員事業（別表1）

事業名を変更。

イ 警戒区域等医療施設再開支援事業Ⅱ（別表2）

旧2（1）仮設診療所の開設支援を削除。

ウ 医療人材確保緊急支援事業（別表2）

補助率を10/10から3/4に変更。

エ 救急医療従事者資質向上支援事業（別表2）

補助率を10/10から2/3に変更。

（3）様式改正

第2号様式及び第8号様式について、様式間の整合を図るため、注釈を追加。

3 交付要綱・実施要領掲載場所

福島県地域医療課・医療人材対策室ホームページに掲載しています。

【交付要綱、地域医療課・薬務課事業】

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/fukkou-hojyokin.html>

【医療人材対策室事業】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045d/kango-fukko-2.html>

〈検索方法〉

手順1 検索サイトから **福島県地域医療復興事業補助金** で検索

手順2 **令和7年度福島県地域医療復興事業補助金の交付要綱改正・申請受付開始について** 又は、**福島県地域医療復興事業補助金について** をクリック

手順3 **福島県地域医療復興事業補助金交付要綱** の「交付要綱」、「実施要領等」を参照

4 問い合わせ先

各事業担当課へお問い合わせください。